

○厚生労働省告示第五百九十号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。ただし、セチリジン、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤であつて、平成二十五年六月二十日以前に現に存し、かつ、その添付する文書に同項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品（以下「処方せん医薬品」という。）である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に処方せん医薬品である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、同法第五十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

平成二十四年十二月二十一日

厚生労働大臣 三井 辨雄

第八号中(398)を削り、(399)を(398)とし、(400)から(943)までを(399)から(942)までとする。